

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その４５：段階的な制限解除）

令和３年７月１日

（ポイント）

- ７月１日より、スウェーデン国内の新型コロナウイルス感染症対策が更に緩和されます。
- 日本政府による水際対策の強化は継続しています。

（本文）

- スウェーデン国内の新型コロナウイルス感染症対策による規制は、５段階に分けて解除される計画になっていますが、７月１日から２段階目に移行します。主な内容は以下のとおりです。
 - 集会等の参加人数の上限引き上げ（屋内・非着座の場合は５０人、屋内・着座の場合は３００人、屋外・非着座の場合は６００人、屋外・着座の場合は３,０００人）
 - 私的な集会のためのスペースの貸出しは最大５０人を対象として可能
 - スポーツ競技大会の参加選手の上限を９００人に引き上げ、参加上限は、スタート地点とゴール地点にのみ適用される。
 - 屋外デモンストレーションは最大１,８００人の参加が可能
 - 見本市に対しては、市場や遊園地に対する制限と同様の制限とする。
 - レストランの屋外営業時間制限の廃止。屋外の座席に対する人数制限も廃止。

詳細は、公衆衛生庁公式サイト等をご確認ください。

- ７月１日からの感染症対策（スウェーデン公衆衛生庁公式サイト、スウェーデン語）
<https://www.folkhalsomyndigheten.se/nyheter-och-press/nyhetsarkiv/2021/juni/anpassning-av-smittskyddsatgarder-1-juli/>
- ７月１日からの規制緩和（スウェーデン政府プレスリリース（英語））
<https://www.government.se/articles/2021/06/adjustment-of-restrictions-from-1-july/>
- ７月１日からの規制緩和（スウェーデン政府プレスリリース（スウェーデン語））
<https://www.regeringen.se/artiklar/2021/06/anpassning-av-restriktioner-fran-1-juli/>

- 日本政府はスウェーデンを上陸拒否対象国に指定し、特段の事情がある場合を除き外国人の上陸を拒否しているほか、日本への入国が認められた場合の検疫の強化は継続しています。最近の主な変更点は以下のとおりです。
 - 水際対策上特に懸念すべき変異株として、デルタ株（B.1.617.2）、ベータ株（B.1.351）及びガンマ株（P.1）を指定し、従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類し、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策強化措置を体系的に再整理。スウェーデンから入国・帰国する場合は、これまでと同様、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での３日間の待機が求められ、その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された場合には検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間、自宅等での待機が求められます。
 - 日本への帰国・入国に際する出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液」及び「唾液」のみが有効な検体として認められていましたが、７月１日午前０時（日本時間）日本到着以降は、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」についても有効な検体に追加されることになりました。

詳細は、内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室公式サイト及び厚生労働省公式サイト等をご確認ください。

- 水際対策強化措置に係る新たな措置（１５）（内閣官房新型コロナウイルス感染対策推進室公式サイト）
https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210628.pdf
- 検査証明書の提示について（厚生労働省公式サイト）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

- これまで在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館

HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●スウェーデン警察公式サイト

○入国規制（英語）

<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/travel-to--and-from-sweden/>

○入国規制（スウェーデン語）

<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/>

○Q&A（英語）

<https://polisen.se/en/the-swedish-police/the-coronavirus-and-the-swedish-police/faq/>

○Q&A（スウェーデン語）

<https://polisen.se/om-polisen/polisens-arbete/granspolisen/sa-paverkas/fragor-och-svar-om-det-tillfalliga-inreseforbudet/>

●スウェーデン外務省（渡航制限、スウェーデン語）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省

○新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

○出入国在留管理庁（海外からの入国）

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00151.html

●外務省

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に関する措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

TEL：+81-(0)3-3595-2176（日本語、英語、中国語及び韓国語に対応）

【その他の問い合わせ先】

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

H P：http://www.se.emb-japan.go.jp/
